

令和2年度伊豆総合高等学校土肥分校いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針
(令和2年度学校いじめ防止基本方針)

はじめに

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめ問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切である。

いじめの定義は「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」である。また、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。

また、この方針はホームページ等で保護者や地域に公開し周知するとともに、いじめ防止委員会において毎年検証し、改善及び共通理解を図ることとする。

1 本校におけるいじめまたはそれに類する行為の特徴

本校は、中学校時に不登校であったり、自己表現が苦手であったりする、おとなしい生徒の割合が多い反面、言葉の荒い生徒も混在している。新しい人間関係を築く1年生1学期に、冷やかしかからかいなど言葉によるいじめまたはそれに類する行為は発生しており、いじめる側の生徒及び保護者にいじめという認識がない場合がある点も特徴である。

2 土肥分校いじめ防止等のための組織（名称：いじめ防止委員会）

副校長・教頭・生徒指導主事・教育相談室長・教務主任・養護教諭・学年主任・(SC)等
(いじめ発生時は、生徒進路保健課が対応をする。)

3 いじめの防止及び早期発見

(1) いじめを発生させないという理念のもと、習熟度別授業やバイオセラピー等きめ細かな土肥分校独自の取組が、生徒の生活環境や学習の遅れ等によるストレスを開放し、心の余裕を生むことにより、自信を持たせ、ひいてはいじめの発生しない環境につながることを教職員全員が共通認識し、意識的に実践する。

(2) 学級担任及び学年主任は、日常的にいじめの問題について触れ、「これがいじめである」という具体例を生徒に示すとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級及び学年に醸成したり、社会性を養う「エンカウンター」などを取り入れたりする。そして、日頃から生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう情報収集に努める。

(3) 養護教諭、教育相談室及び生徒進路保健課は、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げるとともに、個人面談やアンケートを定期的に行ったり、保健室や教育相談室を利用する生徒と懇談したりして、いじめの早期発見に努める。

(4) 学校は、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、生徒が自己有用感を高められる場面や、困難を乗り越えるような体験の機会を設けるとともに、社会のルールを教え、規範意識を高める。また、LINE等、SNS問題に対応し、生徒がネットトラブルに巻き込まれないように指導する。

(5) 年間を通して各種ボランティア活動に参加することにより、地域社会の一員としての自覚を持ち、自尊感情を高めるとともに、生徒会等において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼び掛ける活動や、生徒同士で悩みを聞きあう活動（ピアカウンセリング）やいじめをしない宣言を行うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

4 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに生徒進路保健課又はいじめ防止委員会を中心に被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を促すよう教育的配慮をもって、毅然とした態度で指導する。

(2) これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を密にし、組織として取り組む。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態が発生した場合には、学校は県教育委員会に報告し、県教育委員会の判断により、速やかに県教育委員会又は学校の下に組織を設け、客観的な事実関係を明確にするための調査を行い、事態への対処や同種の事態の防止を図る。

(2) このとき、県教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

年間計画

	いじめ防止	早期発見の手立て
一学期	<ul style="list-style-type: none"> ・入学前に、中学校から、新入生に関する情報を得て、必要な対策を行う。 ・1年は集団宿泊訓練で、講話、グループ活動、エンカウンター等を通して、また2・3年生は学級活動等で、いじめについて考える。(4月) ・体育祭で、役割と責任を自覚し、集団生活の向上に努める。(5月) ・ネットトラブルに関する講演会の実施 ・水泳訓練において、互いに他を励ましあい、高めあう気持ちを醸成する。(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談(4月) ・教育相談連絡会議(金2限) ・第1回職員会議にて本年度学校基本方針の確認 ・アンケート実施(7月) ・個人面談(7月)
二学期	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動において、いじめや人権問題について考えあう。 ・旅行的行事・文化祭を通して、集団生活の向上といろいろなものの見方や考え方があることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談(9月) ・アンケート実施(9月) ・アンケート実施(12月)
三学期	<ul style="list-style-type: none"> ・学年や学級の活動において、人権意識を高める活動を工夫して行う。 ・年度末に、各自が振り返りをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート実施(1月) ・次年度の学校基本方針の確認、次年度初めの職員会議で提示